

統一地方選挙の日程が決まりました。

有権者の皆さんに、政治家の寄附の禁止や禁止されている選挙運動についてお知らせします。

問い合わせ ● 選挙管理委員会事務局 ● TEL 25-12334

## ✕ 寄附の禁止

公職選挙法により、政治家の寄附は罰則をもって禁止されています。「贈らない 求めない 受け取らない」の「三ない運動」をモットーに、ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

### 1 政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする人、現に公職にある人)が選挙区内にある人に対して寄附をすることは、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- (1) 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- (2) 政治家本人が自ら出席する葬式における香典

なお、政治家以外の方が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

### 2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

### 3 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である団体や会社が、選挙区内にある人に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

### 4 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある人に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出すことは、その時期や名義のい



かんを問わず、処罰されます。また、通常では認められている、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附についても、選挙の期日前90日にあたる日以降は禁止されます。

## 5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある人に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告(いわゆる名刺広告などを新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます)。

なお、政治家や後援団体に対し、このような広告を出すように求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

## 6 あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある人に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。

### 福岡県議会議員一般選挙立候補者説明会

福岡県議会議員一般選挙の立候補届出について、次の日程で説明会が開催されます。

#### 《県議会議員選挙(直方市選挙区)》

●説明会日時…3月1日(水) 午後1時30分

●説明会場所…福岡県庁3階 講堂

立候補を予定している人は、以下を確認のうえ、出席してください。

- ・1候補者あたり2名以内でお願いします。
- ・筆記用具をご持参ください(印鑑不要)
- ・できるだけ公共交通機関でお越しください。

【問い合わせ】福岡県選挙管理委員会 TEL 092-643-3077

## 禁止されている選挙運動

選挙の自由と公正を守るため、選挙運動のうち次のような行為は禁止されています。なお、選挙運動のできる期間は、

**立候補の届出日から投票日の前日** までです。

### 戸別訪問

投票を依頼したり、投票を得させないよう依頼する目的で、個別に有権者の家や会社などを訪問することは、すべての人に禁止されています。なお、路上やお店などで偶然出会った知人に対し投票を依頼することはできません。

### 買収

選挙犯罪のうちで最も悪質なものです。特定の候補者を当選あるいは当選させないことを目的に、金銭や物品を贈ったり、供応接待したり、その約束をしたりする場合に買収罪が成立します。

### 飲食物の提供

選挙運動に関して、飲食物を提供することは、すべての人に禁止されています。陣中見舞いとして酒等を届けることも違反となります。ただし、お茶や通常お茶うけとして用いられる程度のお茶菓子などは認められています。また、選挙運動員に二食につき千円、一日につき千円以内の範囲で弁当を渡すことも認められています。

### 電子メールによる選挙運動

インターネット(ホームページ、ブログ、ツイッターなど)を使った選挙運動が解禁されましたが、有権者の電子メールによる投票依頼は認められていません。

### 18歳未満の人の選挙運動

インターネットを使った選挙運動を含め、18歳未満の人は選挙運動をすることができません。